製造たばこの区分	品名	製品の区分	製造国(地)	小売定価
パイプたばこ	マールボロ・ヒートスティック・パープル・メンソール	F45 20スティック 16.8g ハードパック	イタリア	460円
パイプたばこ	マールボロ・ヒートスティック・スムース・レギュラー	F45 20スティック 15.8g ハードパック	イタリア	460円

無縁墳墓等改葬公告

一級河川吉野川水系吉野川改修(加茂第二堤防)工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墳墓使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

平成29年3月17日

国土交通省四国地方整備局長　名波　義昭

1　墳墓等所在地　①徳島県三好郡東みよし町加茂540番地、②徳島県三好郡東みよし町加茂547番地、③徳島県三好郡東みよし町加茂560番地、④徳島県三好郡東みよし町加茂1614番地

1　墳墓等の名称　不詳

1　死亡者の本籍及び氏名　①「癸太郎」、「癸右ヱ門の母」、「傅五郎」、「前田峯吉」、「前田廣吉」、「識造　坂本龍太郎の父」、「安平」、「坂本龍太郎の子」、「安平の妻」、「類蔵」、「平太郎」、「嘉助」、「斎藤九兵工」、「長右ヱ門」、「徳蔵」、「忠右ヱ門」、「類右ヱ門」、「幸蔵」他不詳、②不詳、③「伊浜二」、「同人室」、「伊浜ヱ母」、「チクマ」、「政蔵妻」、「政蔵伜」他不詳、④「堤茂左衛門」、「同人室」、「亀吉」、「サキ」、「与一郎」、「吉三郎」他不詳

1　改葬を行おうとする者　徳島県徳島市上吉野町3丁目35番地　国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長　島本　和仁

子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成し、同法第十六条の規定に基づき、次のとおり公告し、準備書、これを要約した書類（以下「要約書」という。）を縦覧に供する。

また、同法第十七条の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、準備書について、同法第十八条第一項の規定により環境の保全の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十七日

国土交通省東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　事業者の氏名及び住所

事業者の氏名　国土交通省東北地方整備局長　川瀧　弘之

事業者の住所　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎Ｂ棟

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　子吉川水系鳥海ダム建設事業

対象事業の種類　ダム新築事業

対象事業の規模　貯水面積約三百十ヘクタール（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）

三　対象事業が実施されるべき区域

秋田県由利本荘市

四　関係地域の範囲

秋田県由利本荘市、山形県遊佐町

五　準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎Ｂ棟

国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課

秋田県由利本荘市桜小路三二番一号

国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所

秋田県秋田市山王一丁目一〇番二九号

国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所

秋田県由利本荘市石脇字田尻二九番地

国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所子吉川出張所

秋田県秋田市山王四丁目一番一号

秋田県生活環境部環境管理課

秋田県由利本荘市水林四〇八番地

秋田県由利地域振興局福祉環境部（秋田県由利本荘保健所）

山形県東田川郡三川町大字横山字袖東一九番一号

山形県庄内総合支庁総合案内窓口

秋田県由利本荘市尾崎一七番地

由利本荘市企画調整部総合政策課

秋田県由利本荘市矢島町二〇番地

由利本荘市矢島総合支所振興課

秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟五〇番地

由利本荘市岩城総合支所振興課

秋田県由利本荘市前郷字前郷八二番地

由利本荘市由利総合支所振興課

秋田県由利本荘市岩谷町字日渡一〇〇番地

由利本荘市大内総合支所振興課

秋田県由利本荘市東由利老方字橋脇一一二番地

由利本荘市東由利総合支所振興課

秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前四〇番六一号

由利本荘市西目総合支所振興課

秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤渋二八番一号

由利本荘市鳥海総合支所振興課

山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴二一一番地

遊佐町地域生活課

山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田五二番二号

遊佐町生涯学習センター

縦覧期間

平成二十九年三月十七日から平成二十九年四月十七日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）

縦覧時間

国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課

午前九時十五分から午後六時まで

国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所子吉川出張所、秋田県生活環境部環境管理課、秋田県由利地域振興局福祉環境部（秋田県由利本荘保健所）、山形県庄内総合支庁総合案内窓口、由利本荘市企画調整部総合政策課、由利本荘市矢島総合支所振興課、由利本荘市岩城総合支所振興課、由利本荘市由利総合支所振興課、由利本荘市大内総合支所振興課、由利本荘市東由利総合支所振興課、由利本荘市西目総合支所振興課、由利本荘市鳥海総合支所振興課、遊佐町地域生活課

午前八時三十分から午後五時十五分まで

遊佐町生涯学習センター

午前八時三十分から午後九時まで※ただし、月曜日は午前八時三十分から午後五時まで

六　意見書の提出

法第十八条第一項の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができる。

七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成二十九年五月一日まで（持参の場合は五月一日の午後五時十五分まで、郵送の場合は五月一日の消印まで有効）

提出先

秋田県由利本荘市桜小路三二番一号　国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所　工務課

意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）